

外国人技能実習機構における通訳人の募集について

外国人技能実習機構では、技能実習計画の認定及び監理団体の許可や技能実習生に対する相談・援助等の業務を行っており、当機構がこれらの業務を適正かつ迅速に進めるため、外国語の通訳・翻訳を行って補助して下さる方を募集します。

1 業務内容

監理団体や実習実施者に対する実地検査や技能実習生からの相談の際の通訳のほか、外国語資料やホームページの翻訳等。

2 募集内容

- (1) 募集言語：カンボジア語、ミャンマー語、モンゴル語、ラオス語、ネパール語、シンハラ語、タミル語、ベンガル語、キルギス語及びスペイン語の通訳・翻訳。

※ その他の言語については、お問い合わせ願います。

- (2) 応募資格：学歴、性別、国籍等は問いませんが、官公庁において通訳・翻訳業務の御経験のある方を優先させていただきます。また、外国人の方の場合、日本語能力検定N2以上取得者を優先させていただきます。

※ 当機構で通訳人を「通訳人名簿」に登録するに当たっては、職務上知り得た秘密を厳守していただくとともに、当機構及び相手方のいずれにも偏らない中立的な立場で接していただくという観点から、現に技能実習関係の業務に就いている方又はその関係者の方には御遠慮いただいております。

3 通訳人の登録及び通訳人への業務の依頼について

応募者には、選考に必要な書類を提出していただき、書類・面接（※）選考の上、当機構の通訳人として十分な日本語及び外国語能力、あるいは適性があると認められた場合、当機構の「通訳人名簿」に登録されることとなります。

その後、本部の各担当課、各地方事務所又は支所において、業務の状況に応じてその名簿から通訳又は翻訳を個別に依頼することとなります。

※ 面接選考（オンラインでも実施しております。）に当たっては、旅費等の支給はありませんの

で、あらかじめ御留意ください。

4 業務実施場所

当機構本部、当機構各地方事務所及び支所のほか、当機構が指定する場所

※ 対面（隣席）のほか、電話による通訳を依頼される場合もあります。

5 応募方法

通訳人に応募いただける方は、３ページの用紙に御記入いただき、【送付先】まで郵送願います。

6 送付先

〒１０８－００２２

東京都港区海岸３－９－１５　LOOP－X３階

外国人技能実習機構総務部企画・広報課

TEL　０３－６７１２－１６４７

外国人技能実習機構総務部企画・広報課 あて

外国人技能実習機構における通訳人名簿に登録することを希望します。

氏 名 _____ (男・女)

通訳・翻訳可能言語 _____

電 話 番 号 _____

メールアドレス _____

希 望 事 務 所 _____ 事務所

※ 機構の地方事務所・支所のうち、来所して通訳する場合、対応可能な地方事務所・支所名を記載してください。